



島根県報

平成19年 3 月 9 日 (金)
第 1,860 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課) 1
換地処分	(") 2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 2
保安林の指定施業要件の変更	(") 2
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(") 3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課) 4
自動車専用道路の指定	(道 路 維 持 課) 4
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 5
訓 令	
島根県農林水産関係補助事業等検査規程の一部改正	(農林水産総務課) 7
公 告	
労働関係調整法の規定に基づく争議行為を行う旨の通知の公表	(労 働 政 策 課) 7
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課) 8
選管規程	
島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	8
選挙運動等実施規程の一部を改正する規程	8

告 示

島根県告示第170号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足 (津和野) 地区横瀬工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成19年 3 月 9 日から21日間
- 3 縦覧の場所
津和野町役場

島根県告示第171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年2月26日付けで県営土地改良事業に係る飯石南(頓原)地区後田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第172号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市河内町3204 - 2、3208 - 3 から3208 - 5 まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市河内町3208 - 6
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第173号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年7月3日農林水産省告示第1058号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第174号

平成19年島根県告示第130号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市旭町今市1186、1187 - 4	河野 勇三郎	浜田市金城町久佐口134
浜田市旭町都川2281 - 1	鶴岡 幾太	浜田市旭町都川146
浜田市旭町都川2289 - 10	岡本 聡	浜田市旭町都川1943
浜田市旭町都川2281 - 5	鶴岡 茂	浜田市旭町都川146

島根県告示第175号

平成19年島根県告示第116号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市旭町都川2558 - 6、2558 - 8、2559、2571	荒木 和壽	浜田市朝日町51 - 2
浜田市旭町都川2553 - 1、2553 - 8	大屋 恵	広島県佐伯区五日市町750 - 2
浜田市旭町都川2594 - 1 から2594 - 4 まで	大屋 敏男	広島県東区二葉の里 3 丁目 4 - 20
浜田市旭町本郷1741、1741 - 2、1759 - 1、1759内 1	大田 源四郎	浜田市旭町都川59
浜田市旭町都川2589 - 3、2589 - 4	岡野 悟	浜田市治和町口481
浜田市旭町都川2560 - 2	斉藤 顕義	浜田市黒川町135 - 3
浜田市旭町本郷1744、1744 - 1、1744 - 2、1748 - 1、1748 - 3、1748 - 4、1749 - 1、1750、1751、1752、1752 - 1、1753、1754、1754 - 1、1755、1756、1756 - 1、1757 - 1、1757 - 2、1757 - 4、1758 - 1、1758 - 4、1758 - 5、1759 - 2、1759 - 4	田中 一雄	浜田市旭町本郷1759 - 5
浜田市旭町本郷1921、1929	田村 文三郎	浜田市旭町本郷1320
浜田市旭町本郷1745 - 1	長谷信用組合	江津市桜江町長谷1587 - 2
浜田市旭町都川2566、2586 - 2	藤沢 幸	広島市中区西川口町16番23号
浜田市旭町本郷1925、1935、1935 - 1	西本五郎右衛門	浜田市旭町本郷1301
浜田市旭町都川2558 - 6、2558 - 8、2559、2571、2576、2581、2587、2588 - 1	藤沢 寿晴	広島市安佐北区高陽町小田106 - 122

浜田市旭町都川2574	山崎 幾雄	京都市左京区鹿ヶ谷法然院町18 - 1
浜田市旭町都川2588 - 4	山崎 岩市	浜田市旭町都川2588 - 4
浜田市旭町都川2571、2576、2581、2587、2588 - 1	山崎 重智	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘35 - 1
浜田市旭町本郷1920 - 1、1945 - 1、1945 - 2	芳川 浅市	浜田市旭町本郷1428
浜田市旭町本郷1964	芳川 権十郎	浜田市旭町本郷1418
浜田市旭町本郷1919 - 4、1962、1962 - 1、1962内1、1963、1964	芳川 孫四郎	浜田市旭町本郷1418
浜田市旭町本郷1945 - 7、1961	芳川 信義	浜田市旭町本郷1428
浜田市旭町本郷1960、1960 - 1、1960 - 2、1930 - 3、1965 - 1	芳川 義蔵	浜田市旭町本郷1441
浜田市旭町本郷1932	渡辺 俊夫	浜田市旭町都川2011 - 1

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第176号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄田信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成14年度～18年度	31枚	1冊	折居4	平成19年2月27日
邑南町	平成16年度～18年度	8枚	1冊	町西	平成19年2月27日
邑南町	平成10年度～18年度	17枚	1冊	矢上1の一部	平成19年2月27日

島根県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり道路の部分自動車専用道路として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	指定する道路の部分			指定年月日	管轄する県土整備事務所の名称	備考
		区間	敷地の幅員	延長			
県道	石見空港飯田線	島根県益田市飯田町1628番9地先から同町1282番地先まで	メートル 6.75～ 86.00	メートル 780.00	平成19年 3月9日	益田県土整備事務所	

島根県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

安来市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

赤屋 A、赤屋 B、赤屋 C、赤屋 D、赤屋 E、赤屋 F、赤屋 G、上り原 A、上り原 B、上ヶ保 A、上ヶ保 B、安徳寺北 A、安徳寺北 B、安徳寺西、安徳寺東 A、安徳寺東 B、飯田、飯田橋東、飯田東、石倉橋南、石原 A、石原 B、石原 C、井尻 A、井尻 B、井尻 C、板橋 A、板橋 B、板橋北、板橋東、板橋南、市場、市原大橋南、井戸、猪ノ塚、揖屋谷、岩坪橋北 A、岩坪橋北 B、岩坪橋西、上の台 A、上の台 B、後ヶ市、宇丹波 A、宇丹波 C、卯月 A、卯月 B、卯月 C、卯月 D、卯月 E、宇波橋南、浦尾、大木 A、大木 B、大木 C、大熊谷 A、大熊谷 B、大郷 A、大郷 B、大郷 C、大郷 D、大郷 E、大谷 A、大谷 B、大平 A、大平 B、奥の谷 A、奥の谷 B、奥の谷 C、奥の谷 D、奥の谷 E、奥の谷 F、祖父谷 A、祖父谷 B、乙見 A、乙見 B、柿根 A、柿根 B、柿根 C、柿根 D、月山、月山西 A、月山西 B、月山西 C、月山西 D、月山南 A、月山南 B、金ヶ塚、蕪谷 A、蕪谷 B、蕪谷 C、上石原、上福頼橋西、上福頼橋東、上古市 A、上古市 B、上古市 C、川路 A、川路 B、川路 C、川平 A、川平 B、川原上、河原橋北、北谷 A、北谷 B、北谷 C、北谷 D、北谷 E、北谷 F、北之前 A、北之前 B、北之前 C、北之前 D、共和 A、共和 B、金原 A、金原 B、久才 A、久才 B、草野 A、草野 B、草野 C、草野 D、草野 E、草野谷 A、草野谷 B、草野谷 C、草野谷 D、久根、久の谷 A、久の谷 B、久の谷 C、久の谷 D、熊谷 A、熊谷 B、倉手神社、広国神社南、興福寺東、清水掻 A、清水掻 B、清水掻 C、清水掻 D、清水掻 E、清水掻 F、オケ峠 A、オケ峠 B、オケ峠 C、オケ峠 D、オケ峠 E、オケ峠 F、オケ峠 G、オケ峠 H、オケ原 B、オケ原 C、坂原 A、坂原 B、坂原 C、坂原 D、坂原 E、塚田、三郎谷橋北、三郎谷橋西、三郎谷橋東、山中御殿跡、三本栃峠南 A、三本栃峠南 B、三本栃峠南 C、塩谷 A、塩谷 B、下石原、下組 A、下組 B、下組 C、下塚谷、下十年畑、下布部、下古市、下山佐 A、下山佐 B、下山佐 C、下山佐 D、下山佐 E、下山佐 F、下山佐常願寺 A、下山佐常願寺 B、十二所神社北 A、十二所神社北 B、城安寺南 A、城安寺南 B、城山 A、城山 B、城山 C、城山 D、白樺大橋西、新宮 A、新宮 B、新宮 C、新宮 D、新宮 E、新宮左 A、新宮左 B、新宮右、新田谷 A、新田谷 B、新田谷 C、新田谷 D、菅原 A、菅原 B、菅原 C、菅原 D、菅原 E、菅沢大橋南 A、菅沢大橋南 B、須釜公会堂東 A、須釜公会堂東 B、菅沢、菅沢大橋西、菅沢トンネル北、須谷 A、須谷 B、須谷 C、須谷 D、須谷橋北、須谷橋西 A、須谷橋西 B、須山 A、須山 B、須山 C、須山 D、寸次 B、関 A、関 B、関 C、関 D、関 E、関 F、関 G、関 H、関山 A、関山 B、大夫神社、大夫神社東 A、大夫神社東 B、高江 A、高江 B、高江 C、高江 D、高江 E、多田荒堀 A、多田荒堀 B、多田荒堀 C、多田荒堀 D、玉山 A、玉山 B、峠下 A、峠下 B、峠下 C、千歳橋東、月坂、都辨志呂神社西、鶴見川、天神 A、天神 B、天神 C、天馬、堂渡橋西、富田 A、富田 B、豊岡 A、豊岡 B、豊岡 C、豊原、永江 A、永江 B、永江 C、永江 D、長田 A、長田 B、仲村 A、仲村 B、西市 A、西市 B、西の谷 A、西の谷 B、西の谷 C、西の谷 D、西の谷 E、西の谷 F、西の谷 G、西の谷 H、西の谷 I、西の谷 J、西の谷 K、西の谷川北、根尾川原、伯太町清瀬 A、伯太町清瀬 B、伯太町本郷 A、伯太町本郷 B、伯太町本郷 C、伯太町宮内 A、畑公会堂北 A、畑公会堂北 B、畑公会堂北 C、畑公会堂南、八幡町、浜田橋西、原田 A、原田 B、原田 C、原田 D、日次 A、日次 B、日次 C、日次 D、日次 E、日次 F、樋之廻、日山、平野 A、平野 B、広瀬、福富 A、福富 B、福富 C、福富谷 A、福富谷 B、福頼、布部 C、布部 E、布部小学校南 A、布部小学校南 B、布部ダム西、布部中学校西、部張、未明 A、未明 B、本郷 D、本郷 E、本郷 F、本郷 G、本郷 H、本郷 I、本郷上口、本郷下口 A、本郷下口 B、本郷下口 C、本郷下口 D、本城寺北 A、本城寺北 B、本谷橋北、本町 A、本町 B、牧谷 A、牧谷 B、牧谷 C、牧谷 D、

政A、政B、政C、的場A、的場B、招A、招B、御笠A、御笠B、御笠C、三坂A、三坂B、三坂C、三坂D、三坂E、三坂F、三坂G、水木原A、水木原B、見土路A、見土路B、見土路C、見土路D、宮内B、宮内C、目谷A、目谷B、目谷C、目谷D、目谷E、守合、薬研A、薬研B、矢白ヶ市西A、矢白ヶ市西B、矢白ヶ市東、安田中A、安田中B、安田中C、安田中D、安田中E、安田中F、家の子塚、矢原A、矢原B、矢原C、矢原D、山形A、山形C、山形D、山形E、山崎前橋南、山狭神社北、山狭神社東、弥生橋西、八幡原A、八幡原B、与市A、与市B、与市C、与市D、与市E、与一畑A、与一畑B、用土A、用土B、用土C、横手A、横手B、横手C、横屋A、横山、六呂坂A、六呂坂B、六呂坂C、六呂坂D、六呂坂E、六呂坂F、わかさ、和子A、和子B

(2) 土石流

赤屋A、赤屋B、赤屋C、赤屋下谷、上ヶ保A、上ヶ保B、上ヶ保C、足立尻上川、穴ヶ谷川、アンジラ、石原A、石原B、井尻A、井尻B、井尻C、井尻家の奥谷、一の谷川、市場、井戸、猪ノ塚、揖屋谷川、岩伏山東谷、後谷川、宇丹波A、宇丹波B、宇丹波C、卯月B、卯月C、卯月D、卯月川、榎ヶ谷、大粕尻、大木A、大木B、大木C、大木D、大木E、大木F、大木G、大郷A、大郷B、大郷C、大郷D、大郷E、大郷F、大郷G、大郷H、大郷I、大郷J、大郷K、大郷L、大郷M、大郷N、大郷O、大郷P、大郷Q、大郷R、大郷S、大郷T、大郷U、大郷V、大郷W、大郷X、大郷Y、大郷Z、大郷AA、大郷AB、大郷AC、大郷AD、大郷AE、大郷AF、大郷AG、大郷AH、大郷AI、大郷AJ、大郷AK、大郷AL、大郷AM、大郷AN、大郷AO、大郷AP、大郷AQ、大郷AR、大郷AS、大郷AT、大郷AU、大郷AV、大郷AW、大郷AX、大郷AY、大郷AZ、大郷BA、大郷BB、大郷BC、大郷BD、大郷BE、大郷BF、大郷BG、大郷BH、大郷BI、大郷BJ、大郷BK、大郷BL、大郷BM、大郷BN、大郷BO、大郷BP、大郷BQ、大郷BR、大郷BS、大郷BT、大郷BU、大郷BV、大郷BW、大郷BX、大郷BY、大郷BZ、大郷CA、大郷CB、大郷CC、大郷CD、大郷CE、大郷CF、大郷CG、大郷CH、大郷CI、大郷CJ、大郷CK、大郷CL、大郷CM、大郷CN、大郷CO、大郷CP、大郷CQ、大郷CR、大郷CS、大郷CT、大郷CU、大郷CV、大郷CW、大郷CX、大郷CY、大郷CZ、大郷DA、大郷DB、大郷DC、大郷DD、大郷DE、大郷DF、大郷DG、大郷DH、大郷DI、大郷DJ、大郷DK、大郷DL、大郷DM、大郷DN、大郷DO、大郷DP、大郷DQ、大郷DR、大郷DS、大郷DT、大郷DU、大郷DV、大郷DW、大郷DX、大郷DY、大郷DZ、大郷EA、大郷EB、大郷EC、大郷ED、大郷EE、大郷EF、大郷EG、大郷EH、大郷EI、大郷EJ、大郷EK、大郷EL、大郷EM、大郷EN、大郷EO、大郷EP、大郷EQ、大郷ER、大郷ES、大郷ET、大郷EU、大郷EV、大郷EW、大郷EX、大郷EY、大郷EZ、大郷FA、大郷FB、大郷FC、大郷FD、大郷FE、大郷FF、大郷FG、大郷FH、大郷FI、大郷FJ、大郷FK、大郷FL、大郷FM、大郷FN、大郷FO、大郷FP、大郷FQ、大郷FR、大郷FS、大郷FT、大郷FU、大郷FV、大郷FW、大郷FX、大郷FY、大郷FZ、大郷GA、大郷GB、大郷GC、大郷GD、大郷GE、大郷GF、大郷GG、大郷GH、大郷GI、大郷GJ、大郷GK、大郷GL、大郷GM、大郷GN、大郷GO、大郷GP、大郷GQ、大郷GR、大郷GS、大郷GT、大郷GU、大郷GV、大郷GW、大郷GX、大郷GY、大郷GZ、大郷HA、大郷HB、大郷HC、大郷HD、大郷HE、大郷HF、大郷HG、大郷HH、大郷HI、大郷HJ、大郷HK、大郷HL、大郷HM、大郷HN、大郷HO、大郷HP、大郷HQ、大郷HR、大郷HS、大郷HT、大郷HU、大郷HV、大郷HW、大郷HX、大郷HY、大郷HZ、大郷IA、大郷IB、大郷IC、大郷ID、大郷IE、大郷IF、大郷IG、大郷IH、大郷II、大郷IJ、大郷IK、大郷IL、大郷IM、大郷IN、大郷IO、大郷IP、大郷IQ、大郷IR、大郷IS、大郷IT、大郷IU、大郷IV、大郷IW、大郷IX、大郷IY、大郷IZ、大郷JA、大郷JB、大郷JC、大郷JD、大郷JE、大郷JF、大郷JG、大郷JH、大郷JI、大郷JJ、大郷JK、大郷JL、大郷JM、大郷JN、大郷JO、大郷JP、大郷JQ、大郷JR、大郷JS、大郷JT、大郷JU、大郷JV、大郷JW、大郷JX、大郷JY、大郷JZ、大郷KA、大郷KB、大郷KC、大郷KD、大郷KE、大郷KF、大郷KG、大郷KH、大郷KI、大郷KJ、大郷KK、大郷KL、大郷KM、大郷KN、大郷KO、大郷KP、大郷KQ、大郷KR、大郷KS、大郷KT、大郷KU、大郷KV、大郷KW、大郷KX、大郷KY、大郷KZ、大郷LA、大郷LB、大郷LC、大郷LD、大郷LE、大郷LF、大郷LG、大郷LH、大郷LI、大郷LJ、大郷LK、大郷LL、大郷LM、大郷LN、大郷LO、大郷LP、大郷LQ、大郷LR、大郷LS、大郷LT、大郷LU、大郷LV、大郷LW、大郷LX、大郷LY、大郷LZ、大郷MA、大郷MB、大郷MC、大郷MD、大郷ME、大郷MF、大郷MG、大郷MH、大郷MI、大郷MJ、大郷MK、大郷ML、大郷MM、大郷MN、大郷MO、大郷MP、大郷MQ、大郷MR、大郷MS、大郷MT、大郷MU、大郷MV、大郷MW、大郷MX、大郷MY、大郷MZ、大郷NA、大郷NB、大郷NC、大郷ND、大郷NE、大郷NF、大郷NG、大郷NH、大郷NI、大郷NJ、大郷NK、大郷NL、大郷NM、大郷NN、大郷NO、大郷NP、大郷NQ、大郷NR、大郷NS、大郷NT、大郷NU、大郷NV、大郷NW、大郷NX、大郷NY、大郷NZ、大郷OA、大郷OB、大郷OC、大郷OD、大郷OE、大郷OF、大郷OG、大郷OH、大郷OI、大郷OJ、大郷OK、大郷OL、大郷OM、大郷ON、大郷OO、大郷OP、大郷OQ、大郷OR、大郷OS、大郷OT、大郷OU、大郷OV、大郷OW、大郷OX、大郷OY、大郷OZ、大郷PA、大郷PB、大郷PC、大郷PD、大郷PE、大郷PF、大郷PG、大郷PH、大郷PI、大郷PJ、大郷PK、大郷PL、大郷PM、大郷PN、大郷PO、大郷PP、大郷PQ、大郷PR、大郷PS、大郷PT、大郷PU、大郷PV、大郷PW、大郷PX、大郷PY、大郷PZ、大郷QA、大郷QB、大郷QC、大郷QD、大郷QE、大郷QF、大郷QG、大郷QH、大郷QI、大郷QJ、大郷QK、大郷QL、大郷QM、大郷QN、大郷QO、大郷QP、大郷QQ、大郷QR、大郷QS、大郷QT、大郷QU、大郷QV、大郷QW、大郷QX、大郷QY、大郷QZ、大郷RA、大郷RB、大郷RC、大郷RD、大郷RE、大郷RF、大郷RG、大郷RH、大郷RI、大郷RJ、大郷RK、大郷RL、大郷RM、大郷RN、大郷RO、大郷RP、大郷RQ、大郷RR、大郷RS、大郷RT、大郷RU、大郷RV、大郷RW、大郷RX、大郷RY、大郷RZ、大郷SA、大郷SB、大郷SC、大郷SD、大郷SE、大郷SF、大郷SG、大郷SH、大郷SI、大郷SJ、大郷SK、大郷SL、大郷SM、大郷SN、大郷SO、大郷SP、大郷SQ、大郷SR、大郷SS、大郷ST、大郷SU、大郷SV、大郷SW、大郷SX、大郷SY、大郷SZ、大郷TA、大郷TB、大郷TC、大郷TD、大郷TE、大郷TF、大郷TG、大郷TH、大郷TI、大郷TJ、大郷TK、大郷TL、大郷TM、大郷TN、大郷TO、大郷TP、大郷TQ、大郷TR、大郷TS、大郷TT、大郷TU、大郷TV、大郷TW、大郷TX、大郷TY、大郷TZ、大郷UA、大郷UB、大郷UC、大郷UD、大郷UE、大郷UF、大郷UG、大郷UH、大郷UI、大郷UJ、大郷UK、大郷UL、大郷UM、大郷UN、大郷UO、大郷UP、大郷UQ、大郷UR、大郷US、大郷UT、大郷UU、大郷UV、大郷UW、大郷UX、大郷UY、大郷UZ、大郷VA、大郷VB、大郷VC、大郷VD、大郷VE、大郷VF、大郷VG、大郷VH、大郷VI、大郷VJ、大郷VK、大郷VL、大郷VM、大郷VN、大郷VO、大郷VP、大郷VQ、大郷VR、大郷VS、大郷VT、大郷VU、大郷VV、大郷VW、大郷VX、大郷VY、大郷VZ、大郷WA、大郷WB、大郷WC、大郷WD、大郷WE、大郷WF、大郷WG、大郷WH、大郷WI、大郷WJ、大郷WK、大郷WL、大郷WM、大郷WN、大郷WO、大郷WP、大郷WQ、大郷WR、大郷WS、大郷WT、大郷WU、大郷WV、大郷WW、大郷WX、大郷WY、大郷WZ、大郷XA、大郷XB、大郷XC、大郷XD、大郷XE、大郷XF、大郷XG、大郷XH、大郷XI、大郷XJ、大郷XK、大郷XL、大郷XM、大郷XN、大郷XO、大郷XP、大郷XQ、大郷XR、大郷XS、大郷XT、大郷XU、大郷XV、大郷XW、大郷XX、大郷XY、大郷XZ、大郷YA、大郷YB、大郷YC、大郷YD、大郷YE、大郷YF、大郷YG、大郷YH、大郷YI、大郷YJ、大郷YK、大郷YL、大郷YM、大郷YN、大郷YO、大郷YP、大郷YQ、大郷YR、大郷YS、大郷YT、大郷YU、大郷YV、大郷YW、大郷YX、大郷YY、大郷YZ、大郷ZA、大郷ZB、大郷ZC、大郷ZD、大郷ZE、大郷ZF、大郷ZG、大郷ZH、大郷ZI、大郷ZJ、大郷ZK、大郷ZL、大郷ZM、大郷ZN、大郷ZO、大郷ZP、大郷ZQ、大郷ZR、大郷ZS、大郷ZT、大郷ZU、大郷ZV、大郷ZW、大郷ZX、大郷ZY、大郷ZZ

坂 F、水木原、水木原川、水谷、見土路 A、見土路 B、見土路 C、見土路 D、宮内 A、宮内 B、宮内 C、宮ノ谷川、宮の原川、向谷、明泰寺谷、面ノ子川 A、面ノ子川 B、目谷川 A、目谷川 B、母里 A、母里 B、守合 A、守合 B、守合 C、守合 D、守合 E、守合 F、守合 G、守合 H、守合 I、守合 J、守合 K、矢白ヶ市西、矢白ヶ市西谷、矢白ヶ市東、安田防床谷 A、安田防床谷 B、安平川、矢内谷川、家の子谷、矢原、矢原奥川、藪津奥谷、山形、やりみぞ川、夕梅谷、与一畑川、与市 A、与市 B、与市 C、与市 D、与一畑 A、与一畑 B、用土 A、用土 B、横手、横屋川 A、横屋川 B、六呂坂 A、六呂坂 B、六呂坂 C、六呂坂 D、六呂坂 E、六呂坂 F、鷲頭山川

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。）

訓 令

島根県訓令第 1 号

本 庁
地方機関

島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

第11条を次のように改める。

（準用）

第11条 農林水産部の所管に係る事業の島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）第 8 条に規定する検査については、この訓令の規定を準用する。

様式第 1 号中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改める。

様式第 2 号中「島根県技術吏員」を「島根県職員」に改め、「島根県事務吏員 氏名」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成19年 3 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成19年 3 月15日から問題解決までの間

場所 次の各病院において、組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、第二出雲市民リハビリ病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田日赤病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為、並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
江津都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程(昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第12条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程(昭和30年島根県選挙管理委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第1号及び第2号」を「第1号から第3号まで」に改める。

別記第6号様式の1中「第2号」の次に「、第3号」を加える。

別記第6号様式の2備考4中「「衆議院候補者ピラ」」の次に「、島根県知事選挙にあつては「島根県知事候補者ピラ」」を加える。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。